

第16回経営研究会

テーマ:「新しい消費税対策と今後の見通し」

全国直売所研究会事務局 青木、中村
東京都中野区中野 5-33-9
電話 03-5913-2627 FAX03-5913-2628

時下ますますご清栄のことと存じ上げます。

さて、新たな消費税制度が平成31年10月1日から施行されます。直売所では、軽減税率対象商品の仕分けだけでなく、手数料収入を売上とする場合と、レジを通過したものを売上(仕入れ)とし手数料分を差し引いて戻す、二つの場合がありますこのような時の消費税の取扱いをどうするのかなど。また、生産者に関しては、軽減税率対象商品(農産物・農産加工品)とそれ以外の商品(花き・花木、工芸品)を出荷する場合の区分記載請求書の必要性など、直売所ならではの経理上の取扱いが心配されます(添付:国税庁のQ&A問38を参照)。

今回のセミナーは、専門家をお招きし、新税制と直売所特有の問題について、会員からの質問を事前にいただき、出来るだけ具体的な対策を解説していただく予定です。すでにご検討のことと思いますが、直前になってあわてないためにも、もやもやした疑問のある方は是非ご参加ください。

目的:

1. 新しい消費税率の下で委託販売(農産物・手作り加工品・工芸品・花、植木、苗、肥料)、仕入れ食品、および飲食施設、加工施設等を備える農産物直売所の会計処理について
2. インボイス制度が導入された場合に考えられる直売所特有の問題点について

日時:

2月13日(水)14時~16時

場所:

東京八重洲ホール511会議室
東京都中央区日本橋 3-4-13

出席者:

2~30名(予定)

講演(14:00~15:30)

「新消費税率と農産物直売所」

税理士:西山由美子先生

*プロフィール

にしやまゆみこ税理士事務所代表

農業簿記検定試験2級作問委員(第1回~第6回)

平成29年度農業簿記検定試験2級・3級 監修者

平成28年6月~(一社)全国農業経営コンサルタント協会理事



フリーディスカッション(15:30~16:00)

「新消費税、現場の課題と今後の対策」

司会

野田正史先生(産直市場よって代表取締役 税理士・公認会計士)

パネラー

山口成美先生(本会会長 (有)シュシュ代表取締役)

清田雅人先生(本会副会長 (株)せいだ代表取締役)

アドバイザー

西山由美子先生

【パンフレットより…添付資料】

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

●直売所に関して…軽減税率の対象品目:飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

●すべての事業者の方

○飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

○飲食料品の売上がなくても、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

○免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

【適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは】

消費税の課税事業者が、消費税の計算(仕入税額控除)を行うにあたっては、取引先から受け取った請求書や領収書を保存した上で、会計帳簿に必要な事項を記載しておかなければなりません。現行のこの制度のことを「請求書等保存方式」といいます。

「請求書」ではなく、「適格請求書(インボイス)」の保存を仕入税額控除の要件とするのが「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」です。

現在は、取引先が独自の様式で発行した請求書等を保存しておけば足りませんが、適格請求書等保存方式が導入された以降は、適格請求書の発行事業者として登録された事業者が発行する適格請求書(インボイス)を保存しておくことが要件となります。

適格請求書(インボイス)とは、適用する税率、税額など法定の事項が記載されている請求書のことをいい、現行の請求書よりも記載する事項が多くなっています。

現在の請求書等保存方式で必要となる請求書では、税込合計金額が記載されていても問題ありません。しかし、軽減税率制度が導入され複数税率となると、取引明細ごとに適用税率・税額がわからないと正確に仕入税額控除することができません。適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入の目的は、取引明細ごとの消費税を明確にして、不正のない正しい消費税計算が行われることにあります。

なお、2019年10月の消費税率の10%への引き上げ後、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される2023年10月までは、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれる制度が導入されます。

区分記載請求書はインボイスの簡易版のようなもので、現在の請求書への記載事項に加えて、①軽減税率の対象品目である旨と②税率ごとに合計した対価の額を記載します。ただし、取引先から①や②の記載がない請求書等を受け取った場合でも、受け取った事業者が①や②の情報を追記すればよいこととされています。

《第16回経営研究会申込書 FAX 03-5913-2628》

* 申し込み締め切り 2月6日

会員名

参加者名

住所 〒

電話

FAX

携帯

メールアドレス

交流会の参加（実費）18:00～

_____名

質問事項